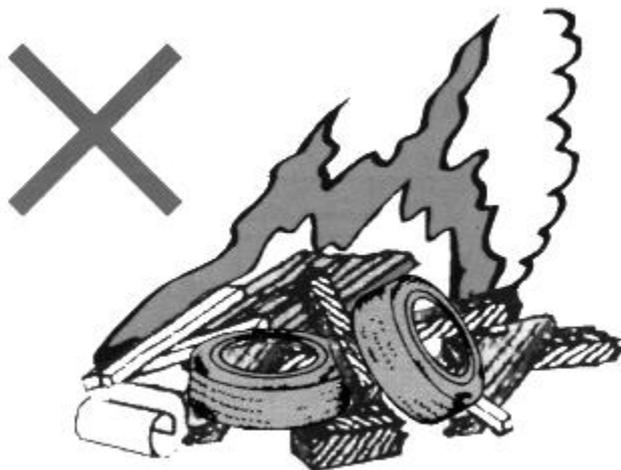


野焼きは禁止されています



廃棄物の焼却処理について

廃棄物を野焼きすると、ダイオキシン等の有害物質や悪臭、煙などの発生原因となるなど、生活環境の保全上問題があるため法律で禁じられています。(廃掃法第16条の2：裏面参照)

廃棄物は、下記の区分により、適正な設備が整っている市の清掃センター、又は許可を有する廃棄物処理業者で処分してください。

家庭ごみ：地域のごみステーションに出してください。

事業ごみ

(一般廃棄物)：市の許可業者(裏面参照)に委託するか、事業者が直接清掃センターに搬入してください。

(産業廃棄物)：県の許可業者に委託してください。

産業廃棄物についてのお問い合わせは、

(一社) 兵庫県産業廃棄物協会(電話 078-381-7464)

お問い合わせは

家庭ごみ及び一般廃棄物は、三木市生活環境課(電話 82-2000)まで。

産業廃棄物は、兵庫県北播磨県民局環境課(電話 0795-42-9377)まで。

廃棄物を焼却する場合は、 適正な焼却設備を使用しなければなりません

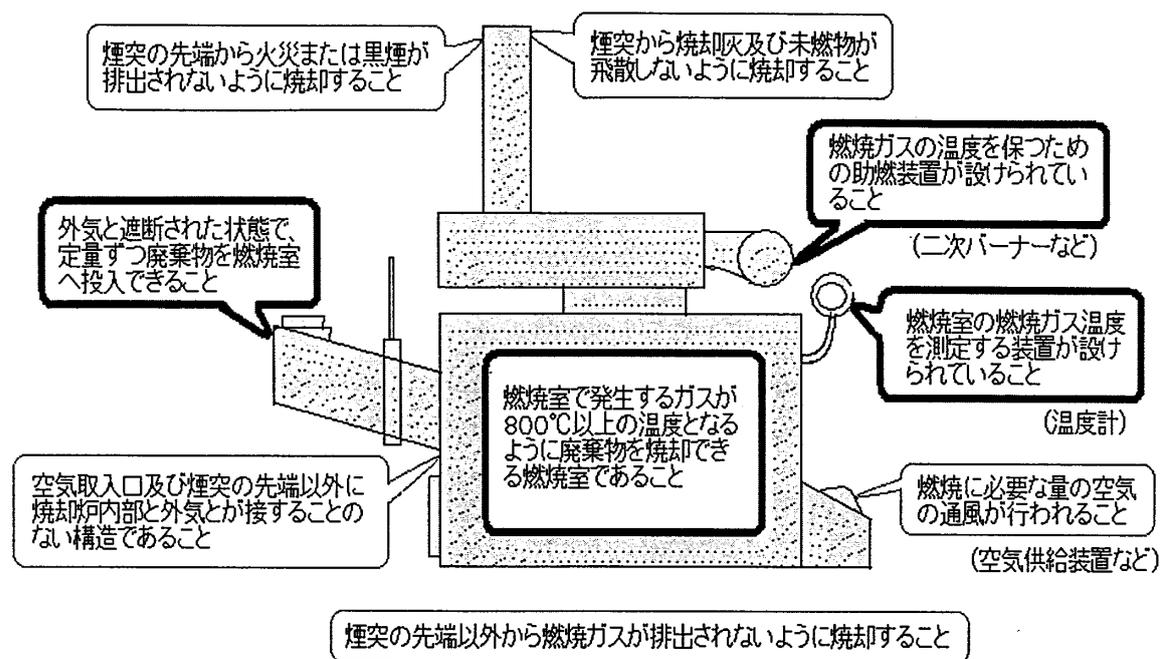
平成14年12月1日から、ダイオキシンの発生を抑制するため、廃棄物の種類に関わらず、すべての焼却炉の構造基準が強化され、構造基準に適合しない焼却炉は使用できなくなりました。構造基準を満たさない場合は屋外焼却（いわゆる野焼き行為）に該当し、直罰の対象になります。

焼却炉の構造基準（廃棄物処理法施行規則第1条の7）

1. 空気取り入れ口及び煙突の先端以外に焼却炉内部と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が800℃以上の状態で廃棄物を燃焼できるものであること
2. 焼却に必要な量の空気の通風が行なわれるものであること
3. 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く）
4. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること
5. 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること

焼却炉の規模に関係ありません。

一般廃棄物・産業廃棄物の区分や、自己物・他人物の区分も関係なく適用されます。



関係法令等

- ・ **野焼きの禁止**…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第3条第2号イ
一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。
(産業廃棄物については施行令第6条第2号イ)

- ・ **焼却設備**…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条の7
令第3条第2号イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。
 - 1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
 - 2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - 3 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。)
 - 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
 - 5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

- ・ **焼却方法**…「平成12年12月28日厚生省告示第637号」
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号イの規定に基づき、環境大臣の定める焼却の方法を次のように定め、平成13年1月6日から適用する。
 - 1 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
 - 2 煙突の先端から火災又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。
 - 3 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。